

1. 件名

事業会社が保有する革新的な技術等のカーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出等促進事業【2】実証事業

2. 目的

本事業では、我が国において、事業会社¹が保有する革新的な技術等を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップを創出する「スタートアップ創出型カーブアウト²」の加速・促進に向けて、下記の事業を実施します。

【2】実証事業

カーブアウトによるディープテック・スタートアップの創出等を、①事業会社において実施するパートナー型プログラムと、②複数の事業会社から起業家人材を募り実施するマルチプル型プログラムの2パターンを実証する事業です。また、採択に係る枠として「新規枠」及び「加速枠(※)」を設けます。

(※) 2024年度本事業の「【2】実証事業」採択者が対象。これまでの成果を基に加速的且つ更なる挑戦的な実証となる形で実施いただきます。なお効果的な成果や活動の実現に時間を要することから、事業終了から1年間の活動実績を纏めた「活動報告書」を2028年3月(予定)頃に改めて提出いただきます。

なお、本事業では、経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、医薬・創薬、原子力技術に係るものは除く。)の開発及び実用化に取り組むいわゆるディープテック・スタートアップとしてのカーブアウトを対象とします。また新規枠については、2024度【1】調査事業にて実施の内容(下記リンク参照)を踏まえて速やかに実施できるような体制を整えたうえでの提案を受け付けます。加速枠については、これまでの成果を基に加速的且つ更なる挑戦的な実証となる提案を受け付けることとします。

¹ 事業会社：比較的安定した事業基盤を有している(複数年にわたって利益を稼得しているプロダクトを有している、プロダクトを継続的に購買する顧客のネットワークを有している、特定のマーケットにおいてある程度のシェアを有している等)ことにより、継続的なキャッシュフローが見込まれる営利法人のことを想定しています。

² スタートアップ創出型カーブアウト：事業会社で研究開発が実施されたものの事業化に至らず十分に活用しきれていない技術等について、当該事業会社からその社員等(当該技術の開発に携わっていた研究者・技術者や、経営者候補人材(客員起業家(Entrepreneur in Residence、以下「EIR」という。))として参画する人材その他の外部人材を含む。))が、その技術の提供(特許権等の譲渡や独占的実施権の付与など)を受け、当該事業会社を退職等し、新たにスタートアップを立ち上げ、VC等の社外の資金提供者から資金を調達しながら事業化に向けた研究開発や事業開発を行うことを指します。なお、ここでは、創業者自らも出資するなどによりスタートアップ側に経営の主導権があり、急速な事業成長に向けてVC等から資金を複数回調達することを前提とした資本政策をもとに、元の事業会社とは独立して事業を進める事業体を想定しています(元の事業会社の持ち株比率に関わらず、経営の主導権がスタートアップ側にあり、スタートアップとしてのファイナンスを実行しながら事業を進める見込みである場合も含まれます)。

《参考》

- ・ 研究開発成果を活用した事業創造の手法としてのカーブアウトの戦略的活用に係る研究会
- ・ 起業家主導型カーブアウト実践のガイダンス

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/carve_out/index.html (経済産業省HPより)

- ・ 本事業の先行事例(2024度カーブアウト【1】調査事業)における成果物 2点
(① Why編：カーブアウトの意義や必要性を解説、②How編：実務的な進め方)

https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100248.html

⇒本リンク内の「事業概要資料」の箇所に掲載想定です。

3. 内容

本事業では、カーブアウトによるディープテック・スタートアップの創出等を、①事業会社において実施するパートナー型プログラム（以下、「パートナー型プログラム」）と、②複数の事業会社から起業家人材を募り実施するマルチプル型プログラム（「マルチプル型プログラム」）の2パターンを実証する事業です。

提案者は、下記の実施項目を実施してください。**実施項目Bについては、①と②とのいずれか又は両方について選択した上で**、実施してください。

また、主たる提案者の専門性等を最大限生かし、相補的かつ発展的な説明ができる場合は、他の VC、アクセラレーター、スタートアップスタジオ、ベンチャービルダー等の事業を営む者を、外注、再委託等により協力体制を構築して提案することもできます。

実施内容は、試行的な取組も含めて、提案者が最適かつ効果的に業務目的を達成できるように、バランスよく企画検討された計画を提案してください。

なお、本事業実施において、プログラムへの参加者数及び、当該プログラムを経て創出する起業家人材及びスタートアップ等（ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEDO Entrepreneurs Program：「NEP」（以下、「NEP」とする））における躍進カーブアウトA・カーブアウトB実施者相当※実際に起業に向けた活動（研究開発・事業開発等）に取り組む者を想定します。）の数、その他提案者が実施しようとするプログラムに適合した任意のアクティビティを KPI として掲げ、その実現のための道筋について説明してください。ただし、本事業趣旨を鑑みて、KPI 値の高低を問うものではなく、カーブアウト創出に向けて必要な取り組みを整理するものとして捉えてください。

また、**今後の NEP 事業 躍進コースにおける「躍進カーブアウト A または B」に 1 社以上必ず応募できるように取り組んでください。**

《参考》

- ・ 2026 度 NEP 躍進コース公募ページ

https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100514.html

実施内容については、NEDO 担当者等との協議の上で決定することとします。

《実施内容》

実施項目 A 提案者の情報整理

提案者が過去に手掛けたカーブアウト創出プログラムの実行・導入経験やカーブアウトの支援経験等を体系的にわかりやすく整理してください。

その際、これまでの経験を踏まえて、特にディープテック領域におけるスタートアップ創出プログラムをより有効かつ効率的に運営していくための工夫と、成果を最大化するための取り組みを対応表形式で整理してください。

実施項目 B プログラムの構築と実施

本実施項目については、①と②とのいずれか又は両方について選択した上で、実施してください。

B-① パートナー型プログラム

本プログラムは、事業会社の自社の社員等が主導するカーブアウトの実施・促進を検討している事業会社に対する新規事業創出プログラムのうち、以下の要件を満たすものの導入を実施します。

なお、提案に際しては、プログラム導入先の事業会社がすでに確定している場合でも、プログラム導入先の事業会社が未確定でありその探索も含めた活動を活動計画に含んでいる場合でも、いずれも応募可能です（審査基準参照のこと）。

- ・プログラム導入先の事業会社の自社社員等が参加するもの（事業会社の外部人材が EIR として参画するものも含む）
- ・未だ事業化に至っていない事業会社の技術等をカーブアウトの対象とするもの
- ・プログラムの成果の一つとして、スタートアップ創出型カーブアウトを据えその実創出を目指すこと
- ・プログラムの実行において、プログラム導入先の事業会社から主体的な協力を得られるもの

B-② マルチプル型プログラム

本プログラムは、起業を目指す事業会社の社員等が参加することができる事業会社外に設けられた事業創造プログラム（以降、「ベンチャービルダープログラム」とする。）のうち、以下の要件を満たしているものの実証を実施します。

提案に際しては、プログラムに参加する事業会社がすでに確定している場合でも、プログラムに参加する事業会社が未確定でありその探索も含めた活動を活動計画に含んでいる場合でも、いずれも応募可能です（審査基準参照のこと）。

なお、本事業における「ベンチャービルダープログラム」は、以下のプログラム等を指します。例えば、プログラム期間中のステージゲート等の段階的な進捗評価を組み合わせるなどし、プログラム終了時点でスタートアップを創出した場合に、提案者等から一定の出資等を得るプログラムや、こうした特徴に加えて、プログラム参加者と提案者等が保有する人材プールからマッチングされる事業開発人材とがチームを組成してプログラム期間中の事業開発に取り組み、プログラム終了時点でチームごとスタートアップ化することも想定するプログラム等を指します。

- ・事業会社の社員等が参加するもの（事業会社の外部人材が EIR として参画し、事業会社の社員とチームを形成して活動するものも含む）
- ・未だ事業化に至っていない事業会社の技術等をカーブアウトの対象とするもの
- ・プログラムの成果の一つに、スタートアップ創出型カーブアウトを据え、その実創出を目指すこと
- ・プログラムの初期段階では事業会社の社員等が副業・兼業形式で参加する設計のプログラムも可

実施項目 C 事業会社における導入環境・関係構築

当該プログラムへの参加者のカーブアウトに向けて、主に事業会社が取り組むべき環境整備（参加者への調査費や活動費等の補助等、知的財産含む権利等の取り扱い、リソース（人・体制、設備・機器・

活動拠点、資金等)の提供等)、関係構築(事業会社の協力体制、雇用・プライベート含めた組織的なサポート体制、スタートアップとしての活動や資金調達の支援、事業会社との経営独立性、VC等外部機関との連携等)について、体系的に整理をしてください。

外部人材がEIRとして参画することを想定するプログラムの場合は、チーム形成に至るまでのマッチング期間を設ける等、そのプログラム特性に応じた導入環境の構築も含めて提案してください。

また、当該プログラム参加者から定期的に活動報告を求めることとしてください。なお、当該行為を本事業費で調査費や活動費を計上する場合は、その必要性和妥当性を提案書に十分に説明すると共に、事業終了後に当該経費を自律的に確保していく手法等についても、提案してください。

実施項目D 運営者としての取組

当該プログラム運営者としての提案者の取組として、プログラム参加者の事業開発に共に取り組む上で提供するリソース(人員・体制・メンタリング、設備・機器・活動拠点、顧客ヒアリング・サイトビジット先の提供、活動資金の提供等)、出資等に向けたステージゲートの設置や各種審査等の判断のタイミングと基準を提案してください。また、本事業を通してこれらの取組の実施状況や成果に対して、報告書等において十分に自己分析・評価した上で、本事業終了後に自律的に実施するためのシナリオを作成してください。

なお、プログラム参加者及び本プログラム参加後に設立されたスタートアップ等間のコミュニティの構築を含めた伴走支援等も取組として提案に盛り込んでください。

実施項目E 報告・協力

上記事業を推進するにあたり、NEDOのとりまとめ等諸業務に対して、積極的に協力する実施体制等を想定して提案してください。

4. 調査期間

新規枠：NEDOが指定する日から2028年3月31日(金)まで

加速枠：経費が計上できる委託期間はNEDOが指定する日から2027年3月31日(水)まで

5. 報告書

本業務で実施した上記「3.内容 実施項目A～E」の内容を、報告書(和文)の形に取りまとめでいただくと共に、概要(主な取組等)についてはパワーポイント形式で別途取りまとめ、データ等についてはNEDOが別途指定するフォーマット等で整理をしてください。また、調査結果のエビデンスを示す参考資料も別途提出してください。なお、本業務において収集した各種情報・データ等は全てNEDOに帰属するものとし、本業務の終了以降も、本事業や後継事業、併せて関連事業において活用する予定です。

【新規枠】事業者向け

(1) 中間報告書

提出期限：2027年3月31日(水)

提出方法：電子メールにより当機構担当者まで提出してください。

備考：提出時点における本業務の中間結果を、最終報告書の内容を見据えた形式で取りまとめたもの(Word形式およびppt形式)としてください。

なお、2027年3月31日(水)までに別途、中間調査報告書(中間年報)を外部公開用としてNEDOプロジェクトマネジメントシステム(PMS)により提出していただきます。

(2) 最終報告書

提出期限：2028年3月31日(金)

(契約期間を延長した場合はNEDOの指示に従うこと)

提出方法：電子メールにより、当機構担当者まで提出してください。

備考：本業務の結果を最終報告書として取りまとめてください。概要(主な取組等)についてはWord形式及びppt形式で別途取りまとめ、その他資料等も併せて提出してください。

なお、2028年3月31日(金)までに別途、調査報告書(成果報告書)を外部公開用としてNEDOプロジェクトマネジメントシステム(PMS)により提出していただきます。

なお、中間調査報告書(中間年報)及び調査報告書(成果報告書)の作成・提出にあたっては、「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」をご参照ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/houkoku.html>

【加速枠】事業者向け

(1) 最終報告書

提出期限：2027年3月31日(水)

(契約期間を延長した場合はNEDOの指示に従うこと)

提出方法：電子メールにより、当機構担当者まで提出してください。

備考：本業務の結果を最終報告書として取りまとめてください。概要(主な取組等)についてはWord形式及びppt形式で別途取りまとめ、その他資料等も併せて提出してください。

なお、2027年3月31日(水)までに別途、調査報告書(成果報告書)を外部公開用としてNEDOプロジェクトマネジメントシステム(PMS)により提出していただきます。

また、委託期間終了後1年間の活動実績を加えた内容を「活動報告書」として最終報告書を更新する形で作成し、2028年3月31日(金)を期限として、当機構担当者まで提出してください。

なお、調査報告書(成果報告書)の作成・提出にあたっては、「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」をご参照ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/houkoku.html>

6. 報告会等の開催

委託期間終了後に当該業務における成果の報告会をNEDOと調整の上で開催してください。

7. その他

本仕様書に定める事項については、随時NEDOと調整の上実施してください。また、関連するNEDO事業等との連携・活用等を視野に入れた上で、本仕様書に定めなき事項については、NEDOと実施者が協議の上で決定することとします。